

八十二文化財団「地域の文化継承活動」助成事業 募集要項

1. 趣旨・目的

少子高齢化が進むなか、地域の文化の振興を図るためには、郷土文化・伝統文化を大切に受け継ぎ、次世代へ継承していくことが重要です。本制度は、「次代を担う子どもたち」と「地域の皆様」が一体となって取り組む教育活動や文化継承活動を支援するため、活動資金の一部を助成する事業です。この助成を通じて、「長野県内の小中学校」と「地域の個人・団体（支援者）」との一層の交流と連携が促進されることを期待します。

2. 助成対象者

- (1) 郷土文化・伝統文化の継承を目的に、地域の個人・団体と交流・連携を図り、学習機会を整備しようとする長野県内の小中学校（【助成対象者別対比表】助成対象者①）。申込者は小中学校長とする。
- (2) 郷土文化・伝統文化の継承を目的として、長野県内の小中学校と交流し、文化継承活動を継続的に支援している地域内の団体、または新たに支援を行おうとする地域の団体（【助成対象者別対比表】助成対象者②）。個人での申請は不可。支援先となる小中学校長の推薦が必要。
- (3) 宗教活動・政治活動を目的とする団体、または助成金の交付に適さない活動目的を有する団体は対象外とする。

3. 助成の対象となる活動

長野県内の小中学校の児童・生徒を対象に「学校」と「地域の個人・団体（支援者）」が連携して取り組む文化継承活動。

- (1) 地域に根差した伝統文化、民俗芸能、郷土の歴史、食文化等の保存および伝承。
- (2) 児童・生徒の地域文化活動を目的とした、まちづくり、自然保護、環境保護などの活動。
- (3) 本助成の趣旨に照らし、以下の場合には選考の対象とならない場合があります。
 - ①次年度以降の継続が見込めないイベント的・単発的な内容等で、「文化継承」の目的に沿わないもの。
 - ②大人の活動が中心となり、児童・生徒への関わりや支援が希薄なもの。

4. 助成の対象となる経費

申請する活動に必要な直接経費。

例：

- ・ 文具消耗品費 ・ 材料費 ・ 会場使用料 ・ 会場設営費 ・ 講師等謝金
- ・ 資料作成費 ・ 印刷製本費 ・ 通信運搬費
- ・ 舞台衣装の製作、用具等の購入 ・ 衣装等の賃借料 など

(注) 事務局費、会議時の飲食代、打ち上げ費等の自己負担すべき経費は対象外。

5. 助成金額および助成制限

- (1) 助成総額は100万円。
- (2) 1件あたりの助成上限額は10万円（助成対象経費の範囲内）。
- (3) 同一活動への前年度に続く助成は原則不可。ただし、複数回の助成は活動の経緯や経過年数などを踏まえ、事務局で可否を判断する。

6. 申請方法

- (1) 【助成対象者別対比表】を参照し、専用申込用紙を郵送または電子メール添付で提出する。
- (2) 小中学校が申請者となる場合は「様式1号」「様式2号」を使用し、小中学校長名で申込む。「様式2号」には「地域の文化承継活動」の現況を記入する。
- (3) 地域の団体が申請者となる場合は「様式1号」「様式3号」を使用する。「様式3号」には活動概要・実績を記入し、活動資料や団体規約（写）などを添付したうえで、小中学校長の推薦を受ける。
- (4) 必要に応じて、電話・面談等による申請内容の詳細のヒアリングや、見積書等の追加資料の提供を求める場合がある。

7. 申請書類送付先

〒380-0936 長野市岡田 178-13 公益財団法人八十二文化財団 助成事業事務局
電子メール：joseijigyoku@82bunka.or.jp

8. 助成の決定

- (1) 事務局にて一次審査後、審査委員会による選考を行い決定する。
- (2) 決定後、決定通知書を送付し、その後八十二長野銀行の指定口座へ助成金を振り込む。

9. 助成事業の実績報告

- (1) 小中学校は「様式4号」、地域の団体は「様式5号」により実績報告を作成し、事業終了後1か月以内に郵送または電子メール添付で提出する。
- (2) 収支決算書、領収証の写し、活動写真など実績が確認できる資料を添付する。

10. 情報公開および個人情報の取扱い

- (1) 助成対象の活動内容は、ホームページ、機関誌などで公表し、地域文化振興のために情報を共有する場合がある。また当財団の広報活動に利用する場合がある。
- (2) 申請申込書類に記載された個人情報は、法令に基づき適切に取り扱い、助成選考および上記(1)の目的に限り使用する。

11. 募集スケジュール

- | | |
|------------------|------------|
| (1) 募集開始（申請受付開始） | 2026年6月1日 |
| (2) 募集締切 | 2026年8月31日 |
| (3) 助成先決定通知発送 | 2026年10月下旬 |
| (4) 助成金振込 | 2026年10月下旬 |

12. 対象事業実施期間

2026年11月1日～2028年3月31日 に実施される事業。

13. 反社会的勢力等の排除

地域の団体（助成対象者②）について、以下のいずれかに該当する場合は助成対象外とする。

- (1) 反社会的勢力またはその構成員と関係を有すると認められる場合。
- (2) 当財団・関係者等の法的責任を超える不当要求、脅迫的言動、暴力行為を行った場合。
- (3) 偽計または威力によって、当財団の業務を妨害し、または信用を毀損した場合。